

「短期入所生活介護 第二清風園」
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業
契約書別紙・重要事項説明書

（ 2 0 2 5 年 8 月 1 日版）

1. 「第二清風園」の概要

（1）運営の目的

「第二清風園 運営規程」では、「第二清風園」（以下、当施設といいます）の指定短期入所生活介護事業の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

（2）運営の方針

介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事、入浴、排泄等その他の日常生活上の介護及び機能訓練を行います。また、サービスを利用することにより利用者の心身機能の維持や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

（3）施設の名称・所在地等

施設名称	短期入所生活介護 第二清風園
開設日	1 9 9 7 年 4 月 1 日開設
所在地	〒1 9 5－0 0 7 3 東京都町田市薬師台3－2 7 0－1
事業所番号	東京都 1 3 7 3 2 0 0 7 3 0 号
定 員	3 0 名

（4）当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当：生活相談課 橋本 修幸

電話：0 4 2－7 3 6－6 9 0 6（午前9時から午後5時まで）

※ご不明な点は、お気軽におたずねください

(5) 施設の職員体制（特別養護老人ホームと兼務）

2025 年 8 月 1 日現在

	常勤	非常勤	計	備考
管 理 者	1 名	0 名	1 名	
医 師	1 名	2 名	3 名	
生活相談員	3 名	0 名	3 名	
介 護 職 員	37 名	29 名	66 名	
看 護 職 員	4 名	6 名	10 名	
管理栄養士	2 名	0 名	2 名	
機能回復訓練員	1 名	0 名	1 名	
介護支援専門員	2 名	0 名	2 名	生活相談員と兼務
事 務 員 他	3 名	4 名	7 名	

(6) 施設の設備等の概要

定 員	30 名	静 養 室	2 室
居 室	4 人部屋（1 室 10.2 m ² ）	医 務 室	1 室
		食 堂	2 フロアー
	個 室（1 室 13.5 m ² ）	機能訓練室	3 階フロアー
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽		
*居室の 1 室あたりの面積は、平均的な面積です		避 難 路	2 方向避難

2. サービス内容

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業利用契約書の第 4 条に関する介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護サービスの内容は次のとおりです。

(1) 介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービス計画の作成

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者・家族の意向を踏まえた介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービス計画を作成します。

(2) 居室

居室は従来型個室又は従来型多床室となります。利用者の入院等により特別養護老人ホーム用の居室に空床が生じた場合は、その空床をご利用いただくことがあります。

(3) 食事

①食事は、栄養並びに利用者の身体状況や嗜好を考慮して、適温適時でお出しして

います。また、利用者の状態に応じて、食事形態の変更をすることがあります。

②朝食、昼食、おやつ、夕食を提供します。

- ・朝食：午前 7 時 45 分から
- ・昼食：午前 11 時 45 分から
- ・夕食：午後 6 時 00 分から

※原則として、食堂でおとりいただきます。

③あらかじめご連絡いただいた場合は、別に定めるところにより衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

④あらかじめ欠食する旨のご連絡があった場合には食事を提供しなくても良いものとしします。

⑤ご希望者に対し、特別な食事として通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理をする場合の料金は別に定めるものとしします。

(4) 入浴

原則として、週に 2 回入浴していただけます。

ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

(5) 介護

介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービス計画に沿って、必要に応じ下記の介護を行います。

食事介助、入浴介助、排泄介助、おむつ交換、着替え介助、口腔ケア、移動介助、移乗介助、体位交換、シーツ交換、服薬介助、認知症状へのケア等

(6) 洗濯

利用者の衣類の洗濯は、原則施設での対応は行っておりません。

必要に応じて施設で対応する場合がありますが、傷みやすいものや縮みやすいものについては外部のクリーニング店に依頼します。(クリーニング費用は自己負担となります。)

(7) 機能訓練

集団体操や音楽リハビリ等に参加いただけます。また必要に応じて介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービス計画又は個別機能訓練計画に沿って機能訓練指導を行います。

(8) レクリエーション

季節ごとの行事や、書道、生花、音楽などのクラブ活動にご参加いただけます。

(9) 健康管理

当施設では、職員間で連携して必要な処置や健康観察、薬の管理を行います。

(10) 生活相談

施設での日常生活上の様々なご相談をはじめとして、地域の社会資源や利用できるサービスのご紹介、行政手続き等についてご相談に応じさせていただきます。

(11) 理容サービス

原則月 1 回の理容サービス、不定期に美容サービスを実施しております。

町田市高齢者ホーム出張調髪利用券、高齢者在宅訪問理美容券の利用については、町田市の基準に準じます。

(12) 行政手続

介護保険に係る行政手続については、原則として利用者、もしくは家族に行っていただきます。やむを得ないご事情がある場合には、職員にご相談ください。

(13) 不在者投票の援助

利用者が選挙権の行使をするにあたっては、当施設内で不在者投票が出来るよう援助します。

(14) 日常費用支払代行

日常生活にかかる費用等の支払いについては、利用者、家族、後見人（利用者に家族、後見人ともにない場合は身元引受人）のいずれもが行うことが困難な場合には、その代行を行います。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

3. 退所手続き

利用者のご都合で退所される場合、退所を希望される日の前日迄にお申し出下さい。

4. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

①当施設は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援し、あわせて家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の介護及び機能訓練等、その他必要な援助をさせていただきます。

②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会について

午前 10 時から午後 4 時までの間にお願いします。また、1 階面会受付にて、面会用紙をご記入の上、面会者カードを首から下げてご面会下さい。面会者カードが

ない場合、お声を掛けさせて頂く場合があります。ただし、施設が必要があると判断した場合、面会を制限させて頂く事があります。

②金銭・貴重品の管理

有料にてお預かりする事は可能ですが、原則として施設での金銭及び貴重品のお預かりはいたしません。

③外出

外出の際は、ご予約について担当職員まであらかじめお申し出ください。

④飲酒・喫煙

飲酒につきましては、他の利用者のご迷惑にならない範囲・健康に影響を及ぼさない範囲でお願いします。喫煙につきましては、館内は禁煙となっております。

⑤施設外での受診

当施設利用中に医療機関を受診される場合には、緊急時を除き、原則として家族が付き添い、送迎をお願いいたします。

⑥政治・宗教活動

政治・思想・信条・宗教・習慣等の相違により他人に迷惑を及ぼすことのないよう、ご配慮ください。

⑦持ち込み

お荷物の持ち込みについては紛失の恐れがあるため必要最小限でのご利用をお願いします。施設でご用意いただきたい荷物以外のお持ち込みについては自己管理でお願いします。

なお、生鮮品の持ち込みはご遠慮いただいております（生鮮品以外でも、食べ物のお持ち込みにつきましては、事前に職員までお知らせください。）

⑧その他

詳細は運営規程に沿ってご利用ください。

5. 利用料金

(1) 利用料金は、基本料金・加算料金・その他の料金（介護保険外料金）の3種類の合計額となり、【重要事項説明書別紙】に定める通りです。

(2) 利用料金の支払方法

①当施設は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、原則として翌々月15日から20日頃までに利用者に通知します。

②利用者又は家族代表者は、当月料金の合計額を口座振替で納入します。翌々月27日（金融機関休業日は翌営業日）が口座振替日となります。

③当施設は、利用者又は家族代表者から料金の支払いを受けたときは、支払者に領収書を発行します。

6. その他の運営についての重要事項

(1) 利用資格

当施設のご利用資格は、介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業のご利用の資格があり、当施設のご利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる方、及びその他法令により入所できる方とします。

(2) 内容及び手続きの説明及び同意、契約

当施設のご利用には、あらかじめ利用者又は代理人及び家族代表者に対し「第二清風園 運営規程」の概要、職員勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又は代理人及び家族代表者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとします。

(3) 施設・設備

- ①施設・設備の利用時間や生活ルール等は、当施設が決定するものとします。
- ②利用者は定められた場所以外に私物を置く、もしくは占有はできません。
- ③施設・設備等の維持管理は当施設職員が行ないます。

(4) 苦情対応

利用者及び家族代表者は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者及び家族代表者に報告いたします。尚、苦情受付窓口は、11条に記載されたとおりです。

(5) 秘密の保持

- ①職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ②職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

(6) 個人情報の保護

- ①事業者並びに職員は、利用者等の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとします。
- ②施設敷地内において、施設長の許可なく、他利用者やその家族及び職員等の写真・動画撮影、録音及びSNSへの掲載等は禁止します。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、家族等に速やかに連絡いたします。

<第1連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

<第2連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

<第3連絡先>

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8. 事故発生時の対応

当施設内において事故が発生した場合、速やかに緊急連絡先の家族に連絡し、必要な処置をとります。また、管理者は担当者から事故の状況の情報を受け、必要な再発防止策を組織で検討いたします。利用者、家族にはその都度状況を説明します。この間、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。万が一、損害賠償責任が発生した場合、損害賠償責任保険を適用する手続きを行います。

9. 非常災害対策

当施設は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及び利用者が参加する訓練を定期的の実施いたします。

10. 災害時等の事業について

地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確保のためにサービスを中止、又は縮小することがあります。

11. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

生活相談課 橋本 修幸

042-736-6906

(2) 社会福祉法人 賛育会

苦情相談窓口 03-3622-7614

(3) 町田市役所（介護保険に関する相談・苦情）

介護保険課 給付係 042-724-4366

(4) 東京都国民健康保険団体連合会（介護保険に関する相談・苦情）

03-6238-0177

1 2. 協力医療機関（主なもの）

・ 多摩丘陵病院

住所：東京都町田市下小山田町1491 電話：042-797-1511

・ 鶴川サナトリウム病院

住所：東京都町田市真光寺町197 電話：042-735-2222

・ 町田病院

住所：東京都町田市木曽東4丁目21-43 電話：042-789-0502

・ いちべ眼科

住所：東京都町田市成瀬が丘2丁目28-4 ヒロビル2F 電話：042-799-0520

・ 聖蹟桜ヶ丘メンタルクリニック

住所：東京都多摩市関戸4丁目72 OPA 5F 電話：042-400-7781

・ 相明会 岩本歯科医院

住所：東京都町田市原町田4丁目3-14 電話：042-720-4655

1 3. 第三者評価の実施状況

第三者評価を受審しており、直近受審の評価機関、受審日、結果等については、とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）で開示している「福祉サービス第三者評価の実施状況」の通りです。

1 4. 法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 賛育会

代表者役職・氏名

理事長 平野 昭宏

法人所在地・電話番号

墨田区太平三丁目17番8号

電話03-3622-7614

主な事業

【医療】

賛育会病院 (墨田区)

賛育会訪問看護ステーション (墨田区)

清風園診療所 (町田市)

訪問看護ステーション清風園 (町田市)

賛育会クリニック	(長野市)
訪問看護ステーションとよの	(長野市)
東海診療所	(御前崎市)

【保健】

介護老人保健施設	
ゆたかの	(長野市)

【福祉】

介護老人福祉施設(短期入所生活介護併設)	
東京清風園	(墨田区)
はなみずきホーム	(墨田区)
たちばなホーム	(墨田区)
マイホーム新川	(中央区)
清風園	(町田市)
第二清風園	(町田市)
豊野清風園	(長野市)
東海清風園	(御前崎市)
相良清風園	(牧之原市)

介護医療院	
介護医療院とよの	(長野市)

介護老人保健施設	
ゆたかの	(長野市)

認知症高齢者グループホーム	
さんいくの家あづま	(墨田区)
丘の家清風	(町田市)

都市型軽費老人ホーム	
さんいくハイツ東墨田	(墨田区)
さんいくハイツ東あづま	(墨田区)

ケアハウス	
さんいくハイツ立花	(墨田区)
りんごの里	(長野市)

サービス付き高齢者向け住宅	
清風ヒルズ金井	(町田市)

訪問介護	
新川訪問介護ステーション	(中央区)
ヘルパーステーション清風園	(町田市)
ヘルパーステーションとよの	(長野市)

通所介護	
------	--

東京清風園	(墨田区)
はなみずきホーム	(墨田区)
マイホーム新川	(中央区)
清風園	(町田市)
第二清風園	(町田市)
豊野中央デイサービスセンター	(長野市)
池新田デイサービスセンター	(御前崎市)
佐倉デイサービスセンター	(御前崎市)
はぎまデイサービスセンター	(牧之原市)
通所リハビリテーション	
ゆたかの	(長野市)

【保育】

認可保育園

さんいく保育園清澄白河	(江東区)
さんいく保育園有明	(江東区)

確 認 書

年 月 日

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業所「第二清風園」の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 賛育会

〔施設名〕 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業所 第二清風園

〔事業所番号〕 東京都 1373200730 号

〔住所〕 東京都町田市薬師台三丁目 270 番地 1

〔代表者名〕 施設長 石田 悟 ⑩

〔説明者〕 ⑩

私は、契約書及び本重要事項説明書により、施設から介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護事業についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

(代筆者: _____)

代理人 (成年後見人)

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

家族代表者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ ⑩

(利用者本人との関係: _____)